

資料4 「動物の愛護管理の歴史的変遷」

1 動物の愛護管理に関する主要事項の年表

2 動物の愛護管理の歴史的変遷に見られる主な動向等

(1) 社会的規範としての動物の愛護管理の普及

動物の愛護管理の精神の普及

動物愛護管理法における「愛護」の意味

動物の愛護管理の目的

「動物の愛護管理の考え方等の違い」に関する参考事例

(2) 動物の愛護管理に関する問題の多様化

飼養動物に関して発生している主な問題事例

自治体等に寄せられている苦情等の種類

地域ねこ活動の概要 - 動物の愛護管理に配慮した「動物による迷惑問題」への対応事例

(3) 動物の愛護管理に対するわが国の考え方の特徴

アニミズムや仏教思想の影響

意識（動物観）の違いに関する欧州諸国との比較

1 動物の愛護管理に関する主要事項の年表

	日本の法制度等	諸外国の法制度等	主な動き	世相（社会的背景）
～大和時代	BC6年に鳥取部、鳥養部等の職制が設けられる 701年の大宝令の制定により主鷹司（タカや犬の調教担当等）が置かれる		（縄文人が犬を猟犬として使役し、大切に埋葬した痕跡が、一部縄文遺跡より発見される）	コロッセウム等における動物闘技の実施（ローマ帝国等）
奈良時代	721年に殺生禁断の令が出される			
平安時代	795年に私に鷹を養うことを禁止する布令が出される			
室町時代	幕府が諸将によるタカやウグイスの飼養を禁止			
江戸時代	1685年	生類あわれみの令が出される（～1709年まで）		
	1822年		マーチン法（畜獣の虐待及び不当な取り扱いを防止する法律）の制定（イギリス）	
	1824年			王立虐待防止協会（RSPCA）の設立（「王立」は1840年より）（イギリス）
	1835年		物言わぬ動物たちのマグナカルタと評される「動物関連法」の制定（イギリス）	
	1846年			動物保護協会の設立（フランス）
	1849年		動物虐待のより効果的な防止のための法律の制定（イギリス）	
	1850年		グラモン法（動物虐待罪を規定）の制定（フランス）	
	1854年		犬の保護等の追加を内容とする「動物虐待のより効果的な防止のための法律」の改正（イギリス）	
	1865年			ベルナールが実験医学序説を出版
	1871年（M4）		動物虐待罪を規定した刑法典の制定（ドイツ）	
1876年（M9）		動物実験の規制の追加等を内容とする「動物虐待防止法」の制定（イギリス）		

			フランスにおいて動物実験反対連盟発足（会長はヴィクトル・ユゴー）	
1892年 (M25)	保護鳥獣を定めた狩猟規則の制定			
1895年 (M28)	狩猟法の制定			イギリスでナショナルトラスト運動のはじまり
1896年 (M29)	獣疫予防法（後の家畜伝染病予防法）の制定			
1897年 (M30)	民法で動物占有者の責任などを規定			
1898年 (M31)	東京府が畜犬税制を制定			
1899年 (M32)	警視總監が牛馬を徳義的に取扱う旨の訓令を通知		広井辰太郎が中央公論に動物保護論を掲載	
1902年 (M35)			広井辰太郎らが動物虐待防止会を設立	
1903年 (M36)	農商務大臣が牛馬の虐待を戒める訓令を通知			
1905年 (M38)			動物虐待防止会が東京市内に牛馬給水器の設置を始める	ニホンオオカミ最後の捕獲
1908年 (M41)	刑法で器物損壊罪を規定 警察犯処罰令で公衆の面前における牛馬等の虐待の防止を規定		動物虐待防止会を動物愛護会と改称	
1911年 (M44)		現行法の基本的要素を備えた「動物保護法」の制定（イギリス）		
1914年 (T3)				第一次世界大戦勃発
1915年 (T4)			新渡戸稲造夫妻らが日本人道会を設立	
1919年 (T8)	史蹟名勝天然記念物保存法の制定			
1925年 (T14)		演技動物規制法の制定（イギリス）		
1926年 (S1)			日本人道会が愛犬マーケット（野犬抑留所の犬の譲渡）を開催	
1927年 (S2)			日本人道会が動物愛護週間を定める（5/28～）	
1928年 (S3)			日本犬保存会の設立	
1931年 (S6)				国立公園法の公布
1932年 (S7)			忠犬八子公の話が東京朝日に掲載	
1933年 (S8)		動物虐待罪や動物実験規制等を内容とする「動物保護法」の制定（ドイツ）		

1934年 (S9)			日本野鳥の会設立 平岩米吉らが動物文学会を設立	
1939年 (S14)	東京都が畜犬の係留義務規制を都令で公布		日本動物園水族館協会の設立 農林省が農村部の小学生を動員した養兔大增産計画を実施	
1945年 (S20)				第二次世界大戦終戦
1947年 (S22)			日本鳥類保護連盟の設立	
1948年 (S23)	軽犯罪法で牛馬等の虐待の防止を規定		日本動物虐待防止協会（JSPCA）の設立 日本獣医師会の設立 日本警備犬協会（1952年にJKCに、1976年にジャパンケネルクラブに改称）の設立	東京電力による尾瀬ヶ原ダム計画が浮上
1949年 (S24)	獣医師法の制定		GHQの指示により春分の日を動物愛護デーとする	
1950年 (S25)	狂犬病予防法の制定 文化財保護法の制定			
1951年 (S26)	動物虐待法が参議院法制局で作成される（国会へは未提出）	ペット動物法（販売規制を規定）の制定（イギリス）	春分の日を中心とする1週間を動物愛護週間とする 日本自然保護協会設立	
1953年 (S28)				テレビ放送開始
1954年 (S29)		麻酔に関する動物保護法の制定（イギリス）	秋分の日を中心とする1週間を動物愛護週間とする	
1955年 (S30)			日本動物虐待防止協会が日本動物愛護協会として発足 日本動物福祉協会の設立	
1957年 (S32)	東京都が飼い犬取締条例を制定			
1958年 (S33)			動物愛護会の解散 日本人道会の解散 南極地域観測隊が樺太犬15頭を鎖でつないだまま置き去り	
1959年 (S34)		ラッセルらが実験動物の福祉の向上（3R等）を提言		
1960年 (S35)				IUCNがレッドデータブックを発行
1961年 (S36)	東京都が実験用成犬の払い下げを開始			
1962年 (S37)			動物虐待防止法の制定促進署名運動の開始	レーチェル・カーソンが「沈黙の春」出版
1963年 (S38)	鳥獣の保護及狩猟ニ関スル法律の制定（狩猟法の全部改正）	グラモン法を廃止し、刑法典に虐待罪等を規定（フランス）	日本畜犬連盟の設立	黒部第四発電所完成

1964年 (S39)		動物の福祉の尊重を規定したヘルシンキ宣言（ヒトにおける生物医学的研究に携わる医師のための勧告）の採択（世界医師会総会）		東京オリンピック開催
1965年 (S40)	全日本動物愛護団体協議会等が動物虐待防止法案を作成		全日本動物愛護団体協議会の結成	兵庫県豊岡市でコウノトリ人工飼育開始
1966年 (S41)	動物の保護及び管理法案が参議院法制局と関係団体の間で作成される 咬傷事故防止等のため、犬の捕獲の徹底についてを通知(厚生省)	実験動物福祉法の制定（アメリカ）		
1968年 (S43)		イギリス家畜福祉協議会が家畜福祉の原則「5つの自由」を提唱		
1969年 (S44)			イギリスの新聞が「日本では犬を虐待している」と非難	
1970年 (S45)	動物保護法案が国会に提出されたが不成立		日本鳥獣商組合連合会の設立	大阪万国博覧会開催
1971年 (S46)			WWFジャパンの設立	環境庁発足
1972年 (S47)	自然環境保全法の制定	同じ被造物としての動物に対する人間の責任等の規定の追加等を内容とする「動物保護法」の改正(ドイツ)		上野動物園にパンダ到着 成長の限界の出版
1973年 (S48)	動物の保護及び管理に関する法律の制定 ワシントン条約の採択	犬繁殖法の制定（イギリス）		
1974年 (S49)	犬及びねこの引取り並びに負傷動物の措置要領の制定	動物実験の規制に関する指針（国際実験動物委員会） 屋外における犬の保管に関する命令の制定（ドイツ） 動物の屠殺方法に関する指令の公布（EU）		
1975年 (S50)	犬及びねこの飼養及び保管に関する基準の制定 動物保護審議会が動物の虐待防止に関する意見をとりまとめ 動物愛護週間実施要綱の制定（関係省庁事務次官等）			
1976年 (S51)	展示動物等の飼養及び保管に関する基準の制定	自然保護に関する法律（動物を感覚ある存在と規定）の制定（フランス） 家畜や実験動物の虐待防止の規制強化等を内容とする「農事法典」の改正（フランス）	日本動物愛護協会の付属動物病院の閉鎖	

1978年 (S53)	大規模地震対策特別措置法（危険動物の逸走防止等を規定）の制定	実験動物の管理と使用のための手引のとりまとめ（アメリカ） 世界動物権宣言の発表（ユネスコ）		
1979年 (S54)	動物保護審議会が動物の保護及び管理のあり方並びにこれについて講ずべき基本方策を答申	畜産目的で飼育される動物の保護のための欧州協定の承認に関する決定の公布（EU）	千葉県鹿野山の寺で飼われていた虎の脱走事件が発生 日本愛玩動物協会の設立	
1980年 (S55)	実験動物の飼養及び保管等に関する基準の制定（総理府） 動物実験のガイドライン策定について（勧告）（日本学会議）	WHOが動物実験における代替法の推進を提唱		
1981年 (S56)		動物輸送に関する「動物健康法」の制定（イギリス） 食物倫理に関する宣言の発表（国際動物の権利連盟等）		
1982年 (S57)		IWCが1986年からの商業捕鯨の禁止を決議	日本動物保護管理協会の設立	
1983年 (S58)		動物の保管及び管理に関する指針の制定（欧州議会） 動物の科学実験のための倫理の原則と指針の発表（スイス医学アカデミー） 試験、研究、教育に用いられる動物の管理と使用のための原則の発表（アメリカ）		国連が環境と開発に関する世界委員会を設置
1985年 (S60)		修正動物福祉法の制定（アメリカ） 国際医学団体協議会が動物実験についての国際規制をとりまとめ CIMOSが国際的な動物実験ガイドラインを提唱		
1986年 (S61)	サル類を用いる実験遂行のための基本原則の発表（日本霊長類学会）	科学的使用に関する動物法の制定（イギリス） 実験等に使用される動物に関する指令の公表（EU）		
1987年 (S62)	絶滅のおそれのある野生動植物の譲渡の規制等に関する法律の制定 産業動物の飼養及び保管に関する基準の制定（総理府） 大学等における動物実験についての通知（文部省） 動物実験に関する指針の発表（日本実験動物学会）	動物実験の詳細な規制を定めたデクレの制定（フランス） ケージ飼育された産卵ニワトリの保護に関する命令の制定（ドイツ）		リゾート法の施行

1988年 (S63)	生理学領域における動物実験に関する指針の発表(日本生理学会) 日本動物園水族館協会倫理要綱の発表	改正動物保護法の制定(イギリス) 実験動物の記録とその識別に関する命令の制定(ドイツ) パタリーケージ飼育鶏保護に関する指令の公布(EU) 動物の屠殺方法に関する欧州協定の承認に関する決定の公布(EU)		
1989年 (H1)		(新)世界動物権宣言の発表(ユネスコ)		
1990年 (H2)	動物実験に関する日本毒科学会指針の発表(日本毒科学会)	民法を改正し、動物は物ではないことを規定(ドイツ)		
1991年 (H3)		牛の保護に関する指令の公布(EU) 豚の保護に関する指令の公布(EU) 動物の輸送に関する指令の公布(EU)		レッドデータブックの刊行
1992年 (H4)				地球サミット(国連環境開発会議)開催
1993年 (H5)	獣医療法の制定	5つの自由等を規定した「動物の保護・福祉及び行動学に関する世界獣医学協会の指針」の発表(世界獣医学協会) 動物の屠殺方法に関する1974年指令の改正指令の公布(EU)		
1994年 (H6)		新刑法典で動物虐待の刑罰を強化(フランス) 小屋で飼育された豚の保護に関する命令の制定(ドイツ)		EU発足
1995年 (H7)	動物の処分方法に関する指針の制定 生物多様性国家戦略の策定	動物の輸送に関する1991年指令の改正指令の公布(EU)	ヒトと動物の関係学会の設立	
1996年 (H8)		野生動物に対する虐待防止規制等を含む「野生哺乳類保護」法の制定(イギリス)		
1997年 (H9)		動物福祉の擁護と尊重の推進に関するアムステルダム条約の議定書のとりまとめ(動物の感受性を規定) 屠畜・殺処分との関係での動物保護に関する命令の制定(ドイツ)	動物の法律を考える連絡会の設立	神戸で発生した児童連続殺傷事件を契機に動物虐待と凶悪犯罪との因果関係が社会的な関心を集める

1998年 (H10)		輸送動物の保護に関する命令の制定（ドイツ） 農業目的で保持される動物の保護に関する委員会指令の公布（EU）	日本ペット法学会の設立	
1999年 (H11)	動物の愛護及び管理に関する法律（動物の保護及び管理に関する法律の改正）の制定 ペット動物に関する当面の方策を関係省庁連絡会議がとりまとめ	犬繁殖・売買法の制定（イギリス） 危険動物・徘徊動物及び動物保護に関する法律の制定（フランス） 3Rに言及したポロニア宣言の採択（生命科学における代替法と動物使用に関する世界会議） 動物園における野生動物の飼育に関するEU指令の公布（EU） 世界動物園水族館協会倫理規約の発表		
2000年 (H12)	神経科学における動物実験に関する指針の発表（日本神経科学学会）		動物との共生を考える連絡会の設立	
2001年 (H13)	動物愛護管理行政が環境省へ移管		全国ペット小売業協会の設立	環境省発足
2002年 (H14)	家庭動物の飼養及び保管に関する基準の制定 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の制定（鳥獣保護及び狩猟二関スル法律の全部改正） 身体障害者補助犬法の制定 新・生物多様性国家戦略の策定	保護対象への動物の追加等を内容とする「憲法」の改正（ドイツ）		
2003年 (H15)	実験動物の飼養及び保管等に関する基準の改定案の公表（日本実験動物医学会）			

参考文献

- 山田卓生ら、各国のペット法事情、法律時報 Vol.73No.4、(株)評論社、2001
尾崎敬承・榎敬藏・加藤由子、近代日本動物愛護小史 - 動物愛護を唱えた人々、愛玩動物 9月号、1982
青木人志、動物の比較法文化 - 動物保護法の日欧比較、有斐閣、2002
鳥獣保護管理研究会、鳥獣保護法の解説（改訂3版）、大成出版社、2001
前島一淑、実験動物の福祉、科学 Vol.56No.11、1986
前島一淑・下田耕治・伊藤勇夫、畜産の研究 Vol.47No.11、1993
池本卯典、動物看護学全書 06 - 動物看護のための動物医療の倫理と法、ファームプレス、1999
長尾亜紀、動物の権利に関する年表、<http://www.animalrights.jp/JP/figure/chronology.html>、2000
海外の動物保護法、ALIVE 資料集 No.5、地球生物会議（ALIVE）、1999
林野庁、鳥獣行政のあゆみ、林野弘済会、1969
環境庁自然保護局、自然保護行政のあゆみ - 自然公園 50周年記念、環境庁自然保護局、1981
生物多様性政策研究会、生物多様性キーワード辞典、中央法規出版、2002
今川勲、犬の現代史、現代書館、1996

注）諸外国の制度等

イギリス、フランス、ドイツ、EU（ECを含む。欧州評議会を除く）等を中心に掲載。なお、アメリカについては実験動物関係のみを掲載。

2 動物の愛護管理の歴史的変遷に見られる主な動向等

(1) 社会的規範としての動物の愛護管理の普及

動物の愛護管理の精神の普及

動物の愛護管理は、初めは一部の知識人によって提唱されていたものであり、牛馬を対象としていたが、時の経過とともに、対象となる動物の範囲が拡大するとともに動物愛護の精神が国民の間に普及・定着し、社会的規範として法制化されるに至っている。

動物の愛護管理関係法令の変遷（近世）

警察犯処罰令（M41年）

- ・ 公衆の目に触れるべき場所における牛馬等の虐待の防止
（保護法益は虐待を見ることによって害される公衆の感情が中心）

軽犯罪法（S23年）

- ・ 殴打・酷使等による牛馬等の虐待の防止

動物の保護及び管理に関する法律（S48年）

- ・ 保護動物の虐待・遺棄の防止
- ・ 動物愛護思想の普及啓発
- ・ 動物による人への危険の防止

動物の愛護及び管理に関する法律（H11年）

- ・ 愛護動物の虐待・遺棄の防止
- ・ 動物愛護思想の普及啓発
- ・ 動物による人への危険の防止
- ・ 動物取扱業に対する規制
- ・ 動物による周辺生活環境を損なう迷惑行為の防止



人馬兼用の水呑み(M36)

動物愛護管理法における「愛護」の意味

動物愛護管理法において使用されている「愛護」という言葉は、次のとおり「動物に対する実体的な行為」と「生命尊重などの理念」の2つの意味を内包しているものであるといわれている(改正動物愛護管理法、動物愛護管理法令研究会、2001)。

実体的な行為 : 動物に対する虐待防止、適正な取扱い、適正な管理などを行うこと。動物の習性等に配慮しつつ、愛情や優しさをもって取り扱うことを含む。

生命尊重などの理念 : 動物や動物の命を大切にする気風や思想のこと。

注)「動物の管理」とは、動物の愛護に内包される概念で、動物による人等への危害や周辺の人への迷惑を防止することである。

こういった点においては、動物愛護管理法における「動物の愛護」とは、「動物の福祉」と同義の術語であるとみなすこともできる。

動物の福祉とは

動物の福祉とは、イギリスの家畜福祉協議会 (FAWC) が提唱した「5つの自由」を基本とする考え方である。この「5つの自由」の考え方は、当初は、畜産動物に対して適用されていたものであったが、家庭動物等を含むすべての動物に適用すべき理念であるとして、世界獣医学協会 (WVA) などの機関においても取り入れられている。また、国際的な動物福祉の標準として各国の法令にも反映されている。

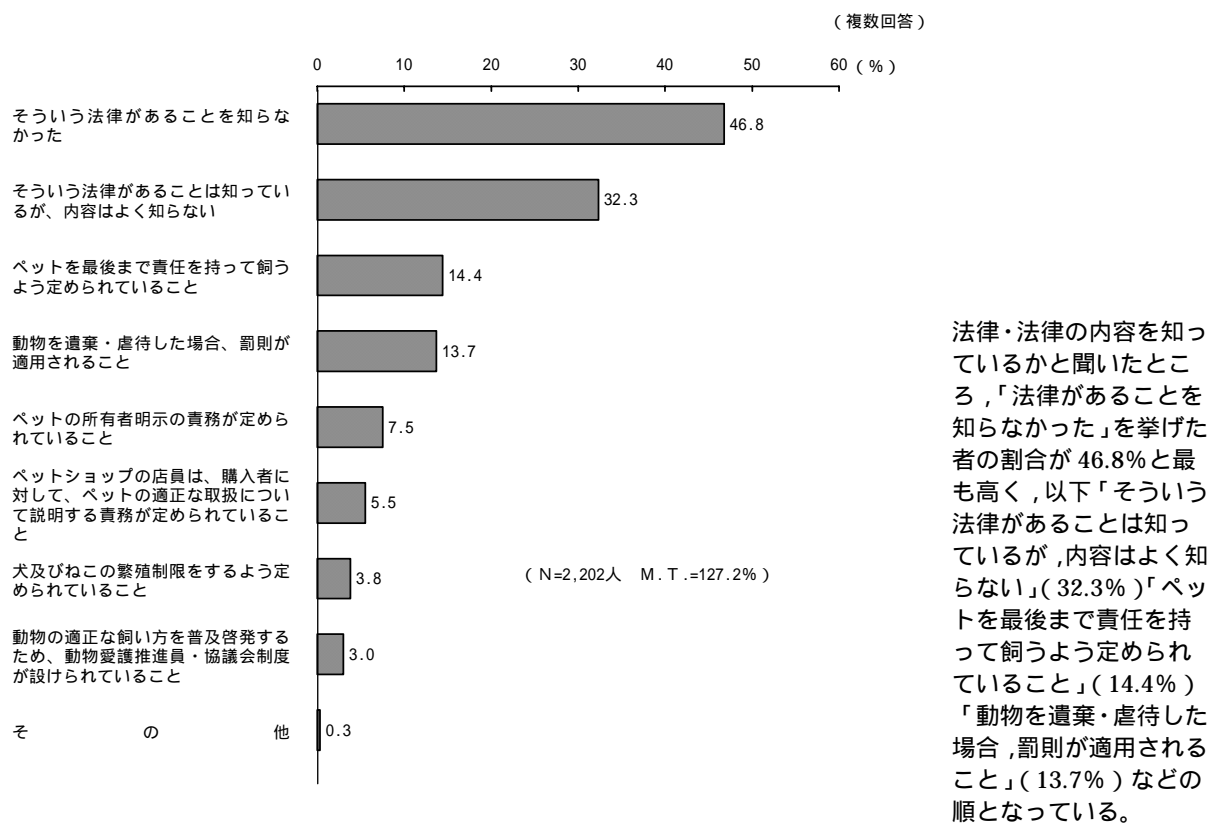
「動物の福祉」の意味するところを明確に表した統一的な定義はないが、一般的には、動物の立場にたってその生活の質を高める行為、動物に強いる犠牲を少しでも軽減するための待遇改善を中核とする行為であるなどと言われている。

動物福祉の原則 (世界獣医学協会の動物の保護・福祉及び行動学に関する指針(1993)より)

- 飢えと渇きからの自由
- 肉体的苦痛と不快感からの自由
- 傷害や疾病からの自由
- おそれと不安からの自由
- 基本的な行動様式に従う自由

しかし、動物の「愛護」という言葉は、一般的には、情緒的・感傷的・個人的なニュアンスが強い言葉として受け止められがちである。これは、動物愛護管理法の内容の周知が不十分であることや、野生生物の保護などが種レベル～個体群レベルを主対象にしているのに対して、動物の愛護管理は、動物の個体を主対象にしていることなどが影響していると考えられる。

動物の愛護及び管理に関する法律の周知度（平成15年世論調査、内閣府）



動物のスケールオーダーにより変化する愛護管理・保護の目的（一例）

「愛護は、鳥獣の個体を対象とし、保護は個体群を対象とする。前者は、個体やつがいの命を守るのを主眼とし、後者は個体群の生産を通して種の保存というセンチメンタリズム以上の人類の使命的目的を持つ（黒田長久、鳥獣保護学(1)、鳥獣行政 Vol.29、1971）」

動物の愛護管理の目的

動物愛護管理法の目的は、「国民の間に動物を愛護する気風を招来し、生命尊重、友愛及び平和の情操の涵養に資すること」、「動物による人の生命、身体及び財産に対する侵害を防止すること」の2つとされている。

この目的から見て取れるように、動物愛護管理法制の基本的な部分を構成してきた虐待や遺棄の禁止規定の法益は、動物の生命・身体の安全そのものを直接の保護法益としているものではない。わが国の国民の間に一つの法規範にまで高められた動物の愛護管理の精神を一つの社会的秩序として保護しようとするもの、すなわち、動物の愛護管理の良俗を保護しようとするものであると言われている。

また、このような意味においては、動物の愛護管理の精神の適用対象動物は、人の直接的な占有下にある動物であるか否かにかかわらず、人との関わりがある動物すべてとする考え方もある。

「注釈 特別刑法 第五巻 経済法編」より抜粋

本条（旧法第13条（現行法第27条に該当））は保護動物（現行法の愛護動物）の虐待又は遺棄に対し所定の罰金又は料料の刑を定めている。本罪の保護法益は、動物愛護の良俗の維持という社会的な法益である。本法第1条は、前述のとおりこの趣旨を明らかにしている。本法施行に伴い、削除された軽犯罪法第1条第21号も同趣旨に解されていた（伊藤栄樹「軽犯罪法」156頁。植村正「軽犯罪法講義」128頁等）。もっとも、動物愛護の精神を強調し、動物を人間と対等の仲間であるという認識を基盤とする考え方を徹底させれば、動物そのものを保護し、動物自体に法益を帰属させるべきで、人間に対する殺人、傷害と同様の意味で、動物に対する殺害、傷害罪を規定すべきであるということになる。

しかし、このような考え方は、従来の伝統的な法観念を変革するだけでなく、社会の実情にもそぐわず、とりえないことは明白である（大塚仁。「特別刑法」法律学全集42有斐閣116頁は、動物の保護は愛護精神保護の反射効であり、動物自体に保護法益をみとめたものではないと明言する）。例えば、このように動物を擬人化する発想を法の領域で推し進めると、逆に人に傷害を与えた動物に対する法的制裁或いは動物の侵害に対する正当防衛の承認等の結論に発展する。法益の帰属主体は同時に法的義務の帰属主体であると考えるのが通常だからである。このような結論が承認し得ないことは言をまたない。

本条の保護法益は、動物愛護の良俗の維持・発展という社会的法益であるから、本条の虐待、遺棄の解釈や正当事由の判断に当たっては、動物愛護の精神とそれを涵養すべき良俗の観点に立ちつつ、一般社会人の健全な常識を十分に斟酌すべきである。このように動物愛護の社会的風俗を法益として考えれば、必然的に社会一般人の動物に対する考え方、動物愛護の精神の普及度、さらには動物と人間社会とのかかわりに関する社会的・歴史的・習俗的な背景に着眼せざるを得ない。

この点で、社会の現実を離れ過度に動物愛護の精神を強調することは、社会道徳上は必要であっても、罰金、料料とはいえ刑罰という本質的に重大な法的制裁を伴うスティグマの運用に当たっては、慎むべきである。

動物の愛護管理の適用対象動物の範囲

- ・動物の命があるところには必ず影のように動物の愛護がついて回るもの。
- ・動物の利用目的による違いはあっても、基本的には同じような理念に沿った動物の愛護上の配慮がすべての動物になされてこそその社会。

(竹内啓、動物愛護管理法のあゆみと今後の取り組み、環境 Vol.28No.9、2003)

- ・動物愛護管理法の第一条は、動物全体を包含。個別の規定は、諸般の事情からそれぞれに動物の範囲を限定したことから、本条は動物を幅広く包括的に保護しようとしたもの。

(衆議院予算委員会、昭和60年3月8日)

また、このような動物の愛護管理の良俗は、人間に備わっている基本的な道德律の自然な拡張であると考えられることもできる。多くの文化・個人の倫理観の根底的な部分には「自分がして欲しくないことを相手にしてはならない」、「他人をむやみに苦しめてはならない」という道德律が存在する。人類の倫理の歴史は、これらの道德規律等にいう「相手」や「他人」の範囲を拡張することで進んできており、こうした拡張を人類という種の境界で終わりにする理由はない、と考えられている(日本の仏教思想における動物観(動物観研究 No5)、動物観研究会、1999)。

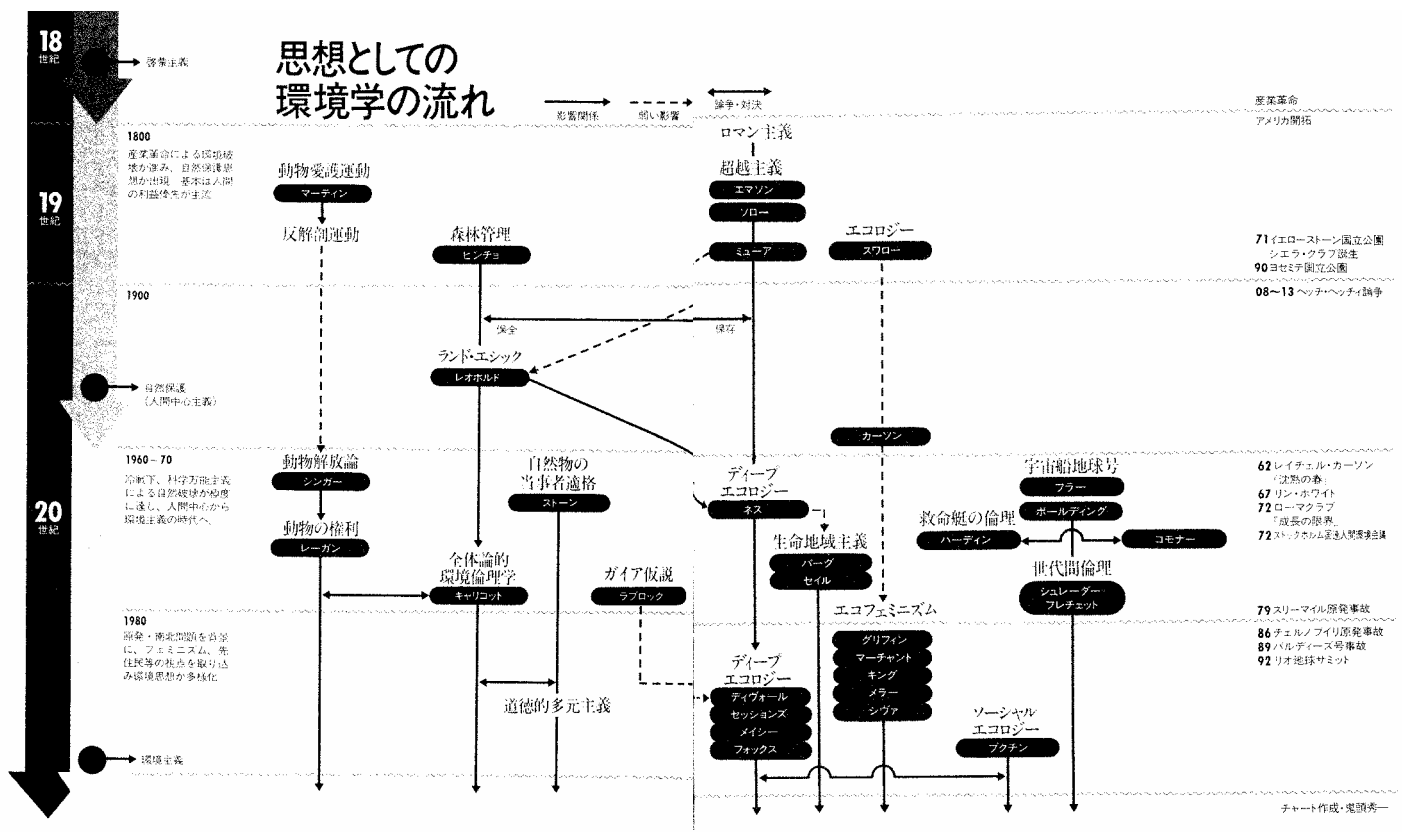
こういった点においては、動物愛護管理に関して相対する概念であるといわれている「動物の福祉」も「動物の権利」も、人間以外の他者を思いやるやさしい心や生命に対する畏敬の念の拡張的適用であることに変わりはない。

しかし、「動物の福祉」と「動物の権利」とでは、拡張する内容が異なっている。動物の権利は、どちらかといえば、動物を人間と同等の価値にまで引き上げ、人間の仲間として人間と対等に動物を保護しようとしているのに対して、動物の福祉は、人間の利益を著しく損なわない等といった一定の範囲内での保護を与えている性格のものであって、畜産、狩猟、有害鳥獣捕獲、動物実験などといった目的での動物の利用等を否定しているものではない。

ピーター・シンガー「動物の解放論」(「動物の権利」思想の基盤をなす考え方)

動物を殺したり、食べたりしてよいというのは、人間という種だけが優れているとみなしている「種差別」であり、人種差別や男女差別と同様に改めるべきものであるといった、特定の種の構成員だけに道德上の地位を与える倫理的根拠は存在しないとする考え。動物実験や食料としての動物の利用に対して積極的な批判を展開。なお、何から何まで人間と動物は平等であるといっているのではなく、生きる権利や痛みを回避する権利などに限定。

また、動物の愛護管理は、広義の環境倫理の一部を構成する思想であるが、前述したように、科学的な観点からする野生生物の保護などが種レベル～個体群レベルを主対象にしているのに対して、動物の愛護管理は、もっぱら動物の個体を主対象にしていること等から、「自然の生存権の問題(人間だけでなく、生物の種、生態系、景観などにも生存の権利があるので、勝手にそれを否定してはならない) 世代間倫理の問題(現在世代は、未来世代の生存可能性に対して責任がある) 地球全体主義(地球の生態系は開いた宇宙ではなくて閉じた世界である) という3つの主張を中心とするといわれている近年の環境倫理思想(加藤尚武、環境倫理学のすすめ、1991)」とはその様相を異にしており、思想的にも、体系的かつ論理的に深められ、また、整理されているとは言い切れない状況にある。



「鬼頭秀一、環境学の系譜 思想潮流の三段階論、アエラムック4 環境学がわかる、1994」より抜粋

また、動物の愛護管理の目的等に関する考え方は、「自然環境の保全(景観や野生生物の保全を含む)」と同様に、人・地域・時代によって異なる多様なものであり、絶対的かつ固定的に一定の解を見出せるものではない。しかし、現実社会では、この考え方の違いに起因すると思われる色々なできごとが起きており、利害や意見の対立等が鮮明になっている。

「動物の愛護管理の考え方等の違い」に関する参考事例

事例1 「ニワトリを食べる授業」

事例の概要

秋田県内の小学校5年生のクラスで、「食と命の尊さ」を教えたいという担任の試みから、クラスで鶏を飼育して食肉として処理し、その肉で子どもがカレーを作って食べることを計画。しかし、飼育の途中段階で、反対する保護者から秋田県教育委員会に中止の要請があり、教育委員会からの指導で取り止めることとなったもの。

本授業の実施を支持する立場の意見の例（「いのちを食べる私たち、村井淳志(金沢大学教育学部)、教育史料出版会、2001」等）

- ・教育という場で「鶏を殺す」ということに、強い抵抗があることも理解可能。それは確かに「生き物を大切にしましょう」という飼育小屋のスローガンと矛盾。動物虐待に対する市民意識が敏感になっていることも背景にある。しかし、無意味に動物をいじめる動物虐待と、食べるために殺さざるをえないから殺す屠殺とを、混同することが問題。
- ・5年生になれば、食材としての鶏肉が自分の目の前に並ぶまでには、誰かがその鶏を育て、食肉処理し、流通され、購入しているという流れを理解可能。大人の感覚で生死の現場から子供を隔離すれば、命の大切さを知る機会を失う。神戸で起きた児童殺傷事件などを見ると、命の教育はますます重要になっている。

本授業の中止を支持する立場の意見の例（当該町の教育委員会、朝日新聞 2001/11/19）より抜粋）

- ・教育の場に「殺す」という言葉はそぐわない。「食」を教えるための教材としては明らかに不適當。愛情を注いで飼っていた鶏を食べる時が近づき、子供たちが「かわいそう」「嫌だ」と思うのはごく自然。
- ・クラスの子供に対するアンケート結果で賛否がほぼ同数だった時点で、授業の継続を再検討すべきであった。

その他の意見の例

- ・「食べなくとも」か「食べてこそ」か。他の命によって成り立つ人間の性と、命の重みとを知ることは大切だが、この2つを、同じ生き物で同時に学ぼうとしたところに若干の無理があった（朝日新聞）

例2 「飼養放棄等された犬・ねこの実験動物への転用」

事例の概要

動物愛護管理センター等（地方自治体の施設）に持ち込まれ、または捕獲収容された犬やねこを、大学等の各種研究機関に対して、有償または無償で実験動物として譲渡しているもの。

参考 このような譲渡を実施している自治体数は、年々、減少傾向にあるが、当該譲渡廃止の理由としては、収容数の減少及び引取り数の増加をあげているところもある。

実験動物への転用に反対する意見

- ・新しい飼主が見つからない場合は殺処分される命であることから実験動物として有効利用しようという考えは不適切。人間を信頼し家族同様に扱われてきた動物を苦痛と恐怖に満ちた実験に転用することは、動物愛護に反する行為。また、非人道的な行為。

実験動物への転用に賛成する意見

- ・動物愛護管理法では、動物実験の必要性を認めており、適切な実験方法（例：みだりに苦痛を与えないなど）であるならば適法な行為。
- ・犬やねこを使用しなければならない実験もあり、転用を中止しても、別途に動物実験専用の犬やねこの飼育や繁殖を行うだけのことであり、有効利用することが妥当。
- ・非傷的な動物実験方法もあり、実験動物 = 致死、というのは短絡的な見方。

その他の意見

- ・いったん社会の中でペットというカテゴリーが成立した後は、愛の対象として消費される動物と、食べる対象として消費される動物は峻別される。ペットとして飼育した動物を屠殺するというのは、動物とのかかわり方における異なった文脈を不自然に交錯させるもの。

出典

環境省資料

「いのちを食べる私たち、村井淳志(金沢大学教育学部)、教育史料出版会、2001」等

例3 「ノラねこへの餌やり」

事例の概要

公園等にいるノラねこに対して、定期又は不定期に餌をやるなどして飼養するもの。その飼養の形態は、ねぐらは公園等であるとか、ふん尿の始末をきちんとならないなどの飼い猫としての管理責任が薄いか又はない状態（いわゆる「飼主のいない状態」）であることが多い。

餌やりに賛成する意見

- ・ねこは好きでノラねこになっているわけではないことから、できる範囲内でできることをやるのは、人としての当然の努め。
- ・劣悪な条件下にあるノラねこを見て、せめて餌だけでもあげたい、というのは、人としてのごく自然な感情。餓死等を見過ごすことは困難。

餌やりに反対する意見

- ・ノラねこが必要以上に定着・繁殖することになり、そのふんや尿などでの迷惑被害が増える。
- ・不妊処置等の飼育者責任を果たさない状況での安易な飼養は、ノラねこという不幸なねこを、いたずらに増やしていくだけ。
- ・恣意的に餌をやること、餌やりだけをして糞尿の始末などをしないことは、ある意味において自己満足に過ぎず無責任。餌をやるのであれば、自宅に連れて行って飼養すべき。

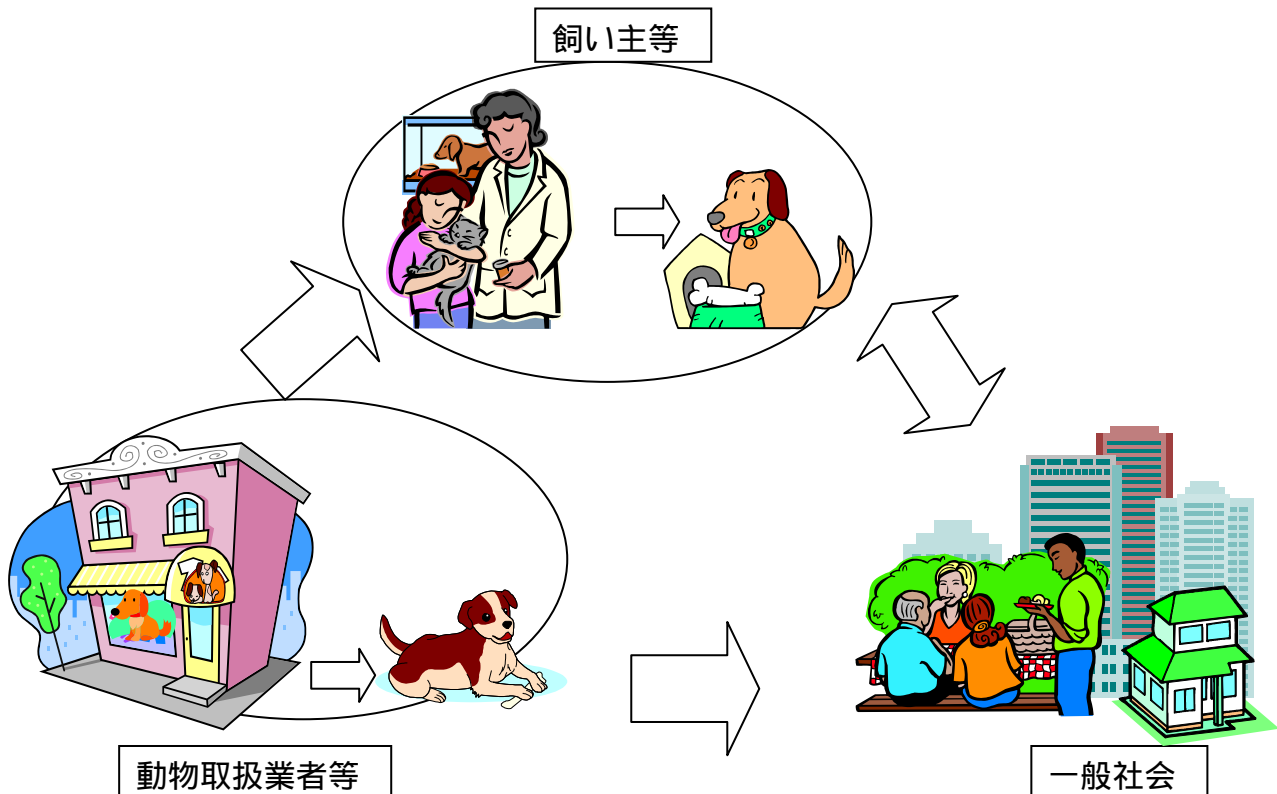
出典：環境省資料

(2) 動物の愛護管理に関する問題の多様化

飼養動物に関して発生している主な問題事例

動物の虐待防止などの問題もさることながら、動物（その飼主を含む）による人への危害や迷惑などの問題も、深刻な社会問題となっている。

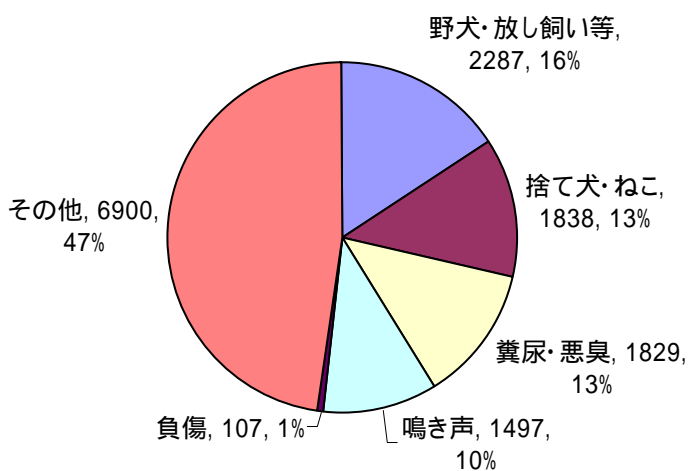
対象者等	主な問題事例
飼い主等	虐待（殺傷、給餌・給水の中止等による衰弱死など） 過度な使役等 不潔・狭小な環境における各種動物の飼養保管
飼い主等と一般社会	鳴き声や糞尿による迷惑 遺棄 動物による人間への危害（咬傷事故、感染症など）
動物取扱業者等と飼い主等	傷病動物・障害動物等の販売 血統書の詐称 保証等に関する販売時契約事項等の不履行
動物取扱業者等と一般社会	鳴き声や臭いによる迷惑 逸走や遺棄
動物取扱業者等	不潔・狭小な環境における各種動物の飼養保管（展示動物、実験動物、畜産動物） 苦痛の軽減が十分でない方法等による殺処分 過度な繁殖や使役等



自治体等に寄せられている苦情等の種類（平成 14 年度）

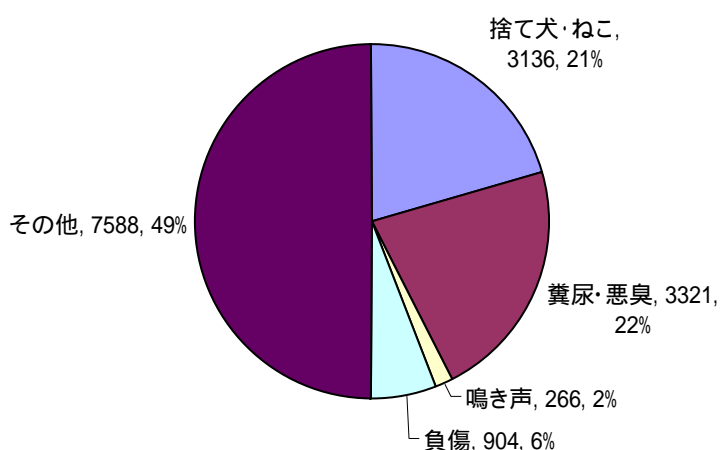
東京都（犬）

合計数=14458 件



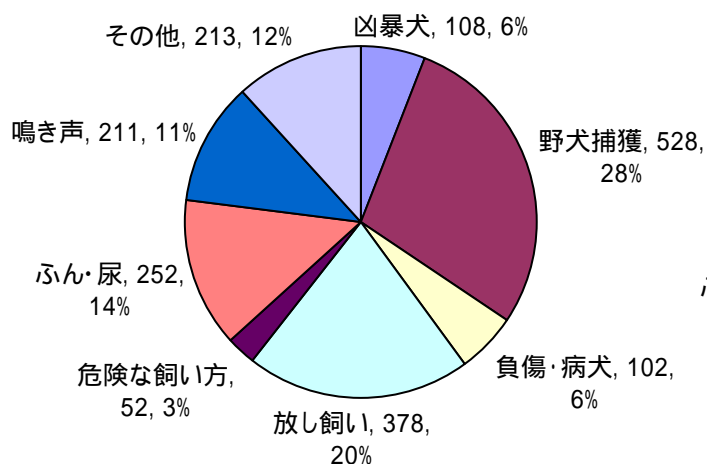
東京都（ねこ）

合計数 = 15215 件



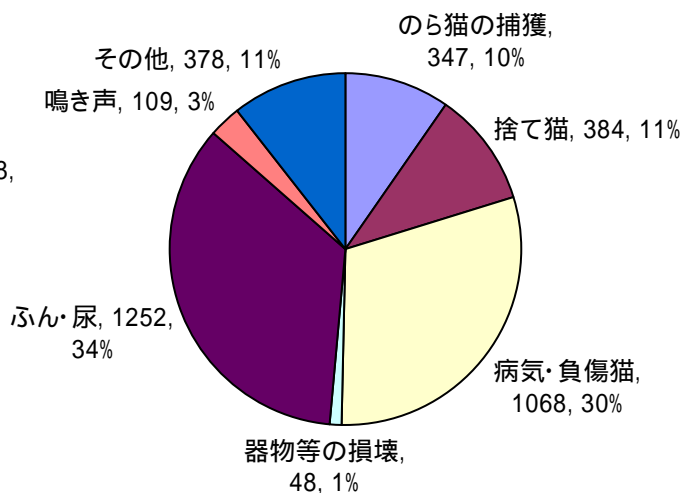
大阪市（犬）

合計数=1844 件

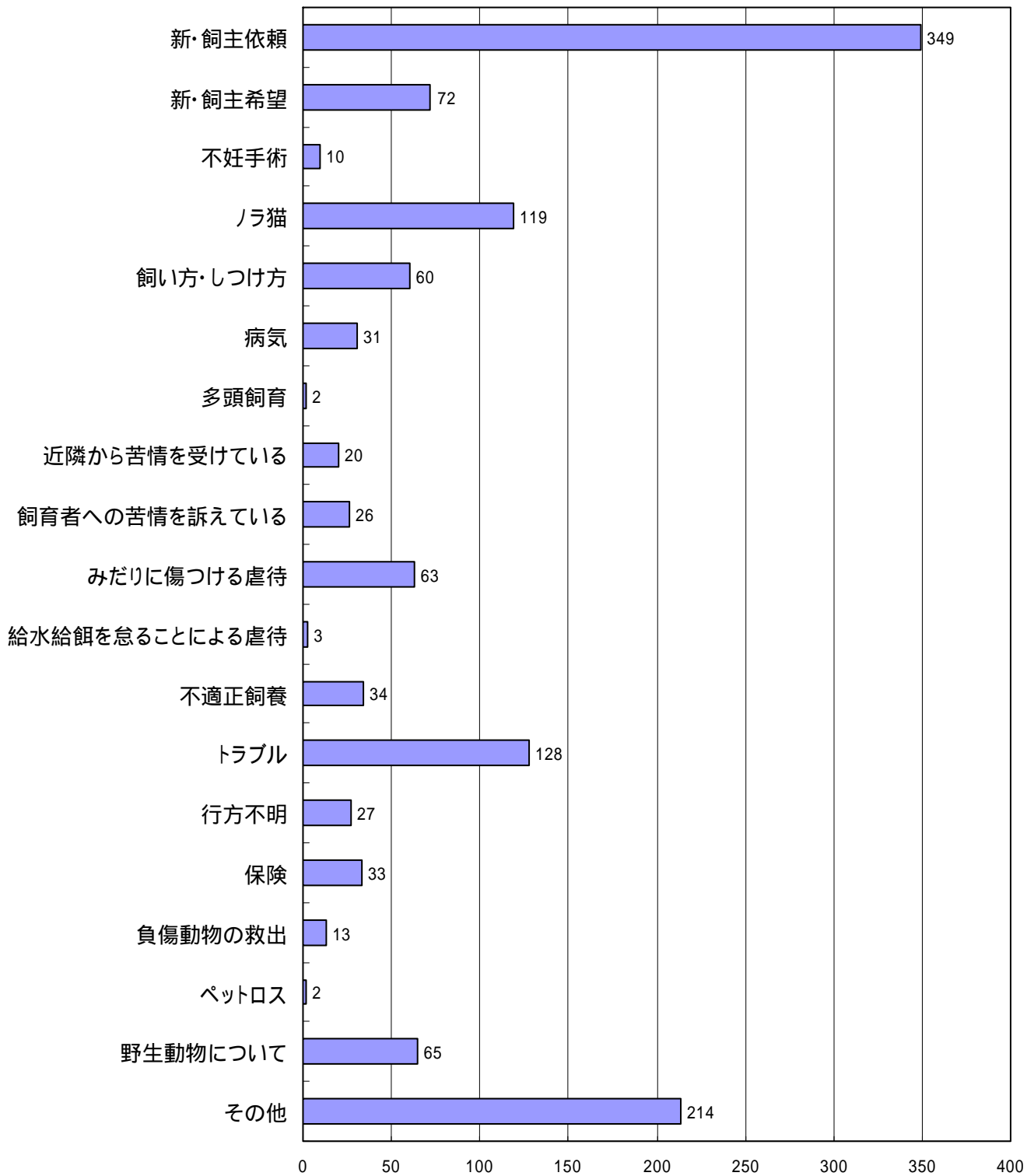


大阪市（ねこ）

合計数 = 3586 件



合計数 = 1271 件



平成 14 年 4 月 ~ 9 月の件数

地域ねこ活動の概要

- 動物の愛護管理に配慮した「動物による迷惑問題」への対応事例

いわゆるノラねこ（特定の飼主がなく、公園や市街地等に住みつき、人から餌をもらったり、ごみをあさるなどして生活しているねこ）を適切に飼養・管理するために、地域の人々の合意と協力のもとで共同飼養する活動のことである。共同飼養の主体となるのは、地域のボランティア団体等であることが多い。このボランティア団体等が実際に行う事業としては、これ以上増えないように不妊去勢手術を行うこと、餌を与えること、ふんの掃除を適正に行うこと等が中心となる。ノラねこであってもできるだけ生存の機会を与えること、ノラねこによる人への迷惑を防止すること等が考え方の基本となっている。横浜市磯子区の例が著名である。

現在、この地域ねこ活動は、動物の愛護管理にも配慮したノラねこ対策の一手段として一定の評価を得ている。しかし、面倒を見てくれるという認識が広がると安易にねこを捨てる人が増えるのではないかと、ねこのふん尿によって汚染された公園の砂場などで動物由来感染症が発生した場合の責任は誰がとるのか、費用面・労力面における相当程度の負担を負い続けることができるのか、などといった課題も存在する。

磯子区における「地域ねこ活動」の概要

1 経緯

- ・ノラねこの増加により、餌やり行為等に係る意見の相違による地域住民同士のトラブルが発生。
- ・シンポジウムの開催等により、関係者が一同に会して議論を重ねる。
- ・話し合いを重ねるうちに、誰もが平和的解決を望んでいることが分かり、ねこの共存方法を模索することで意見が一致。
- ・生存の機会の付与及び人に対する迷惑の防止を図る観点から、磯子区が「猫の飼育ガイドライン」を作成（平成 11 年）。
- ・当該ガイドラインに従って、区民等により構成されたボランティア団体（複数）が、区内各地で地域ねこ活動を実施。

2 飼養・管理のガイドライン

（飼育管理関係）

できるだけグループで活動し責任の所在を明らかにする。

餌は決められた場所・時間に食べきれだけの量を与え、清掃を実施し、常に清潔を心掛ける。

餌や水は健康維持を考えて充分配慮する。

エサ場周辺には猫用のトイレまたはそれに準ずる物を置いて、必ず始末する。

猫用トイレ以外の場所の糞もエサを与えた結果として片づけるように心掛ける。

じゅうたんを裏返しにした物やツメとぎ板になるものを用意するよう心掛ける。

(健康管理関係)

必ず不妊去勢手術を実施し、首輪等の目印を付けて終生世話をする。

手術に必要なことについては、保健所等に問い合わせ助言を求める。

猫が病気や負傷をしている場合は、獣医師などと相談する。

健康保持のために必要なことを行う。

3 飼養・管理主体及び活動状況

- ・区民等からなる約25のグループが、合計で約350頭のねこを管理。
- ・また、これらのグループが集まって、「磯子区猫飼育ガイドライン推進協議会」というボランティア組織を作って、地域ねこの普及活動、不妊去勢に対する援助活動などを実施。餌代や不妊去勢手術費は、会費や寄付金等で充当。

4 磯子区(行政)の関わり方

- ・各種問題を事前に回避する観点から、「飼養・管理のガイドライン」を作成して提示。
- ・地域ねこ活動として特定した形での、金銭的支援措置はなし。

出典：

坂田充古・武部正美、地域猫って何ですかに答えて、日本獣医師会雑誌 Vol.57No.1、2004

野村哲郎、地域猫って何ですか、日本獣医師会雑誌 Vol.56No.12、2003

横浜市HP、<http://www.city.yokohama.jp/me/isogo/guide/konna/konnna/tikineko.html>、2004

加藤由子、ノラ猫発！地域社会「復活の日」、別冊宝島 No.466 ペットのおかげ、1999

(3) 動物の愛護管理に対するわが国の考え方の特徴

アニミズムや仏教思想の影響

わが国における人と動物（自然）との関係に関する考え方や態度は、アニミズムと融合して日本化した仏教の影響を強く受けているものであると言われている。また、その特徴は、次のとおりであるとされている。

「不殺生戒」に基づく動物の殺傷の罪悪視

「山川草木悉有仏性（さんせんそうもくしつうぶっしょう）」思想による、人間と動物とは生命的に平等であるという考え方

「輪廻転生」思想による、人間と動物とは生命的に連続であるという考え方

「アニミズムとは」

日常世界のさまざまな諸物（無生物を含む）には靈魂が宿っているというように擬人化して考える傾向や、それらを敬う信仰の形態。

「行基菩薩の歌」

山鳥のほろほると鳴く声聞けば父かと思ふ母かと思ふ（「玉葉和歌集」巻十九「釈教歌」）

草木塔（山形県「風雅の国」）

「草木塔の建立によせて」

梅原猛（国際日本文化研究センター所長）

草木塔というものが山形県にたくさんあることを聞いて、私は一種の感動を禁じ得なかった。それは、少なくとも私の住んでいる近畿地方には存在しないが、まさにそれは日本仏教の山川草木悉皆成仏という思想を具現化したものである。私は日本に仏教が入って山川草木悉皆成仏というような思想がでてきたのは、もともと日本には草や木に生きた神を見る思想が合ったからだと思う。山形にこのような草木塔が多いのは、そこには多分に一木一草の中に神性を見る土着思想が強く残っていたからであろう。今ここに新しい現代の草木塔が建立されるという。それは目立たないけれど、甚だ時世にそった快挙であると思う。今、世界の人のもう一度人間の生命がいかに草木の生命とつながっていて、草木とのつながり無くして人間の生命がありえないことを深く認識しなければならない。この時にあたって、新しい草木塔の建立は、時代に一つの警鐘を与えるものだろう。 出典：山形県HP



しかし、この考え方は総論的な理念であり、「畜生（道）」という言葉に象徴されるように、人間と動物とはすべての面において同値（対等）としてみなしているわけではないという平等主義をとっているといわれている。

また、現実生活の中では、人間は動物等を食料としなければ生きていけないことから、動物の捕獲等を許容するとともに、動物の捕獲等に伴う「罪責の思い」や「心の痛み」を解消・軽減する方法（いわゆる免罪方法）が組み入れられているといった柔軟な思想体系を形成していると評されており、この解消・軽減方法としては、おおむね2つの流れに収斂できる文化があると指摘されている。

動物を神からの賜物（人間のために存在するもの）とみなして、その賜物のうちの一部を神に贈り返す「供犠の文化」。動物の捕獲等に伴う「罪責の思い」や「心の痛み」を、神の力によって一挙に解消・免罪することを目指すもの。殺した動物の霊を弔う「供養の文化」。動物の捕獲等に伴う「罪責の思い」や「心の痛み」を、事後も確認しつつ少しずつ浄化しようとするもの。また、人間に保護された生き物を自然界に解放（放生）する行為も、供養の一類型として位置づけられる。

なお、両文化に共通する罪責感を解消・軽減するシステムとして、動物の捕獲・殺傷を隠蔽・希薄化すること等により、「罪責の思い」や「心の痛み」を回避する仕組みもある。



動物実験施設における動物供養



店頭に並ぶパック詰め肉食肉



ジビエが並ぶフランスの市場

（写真提供：田村幸雄氏）

放生：殺生を戒める仏教の不殺生戒に基づいて、魚や鳥を山野池沼に放すことである。その儀式は放生会（ほうじょうえ）と呼ばれており、全国各地で行われている。

このようにわが国の動物愛護管理の考え方は、人間と動物等は生命的に平等であるとする総論的な理念と、動物の捕獲等に伴う罪責の思い等を免罪するシステムの並立という柔軟性に富んだ体系になっているものである。しかし、このような多義的な複合構造になっているがゆえに、これらの間のバランスがくずれた場合には、色々な形で歪みが生じるおそれがあると指摘する意見もある。

意識（動物観）の違いに関する欧州諸国との比較

わが国における近世の動物の愛護管理の思想や活動は、日本在住の欧米知識人によって主導されてきたものである。しかし、日本人と動物とのかかわりの歴史を見ると、欧米諸国に比べてわが国の動物の愛護管理が内容的に劣っていたわけではなく、文化的な背景の違い等に起因する動物に対する意識（動物観）の違いが大きく影響していたと評価する人が少なくない。

実際、各種の著述や調査研究によっても、日本と欧米諸国における動物に対する意識（動物観）の違いがあることが明らかにされている。次表は、その違いを概括的に示したものであるが、日本の風土や国民性を踏まえた動物の愛護管理の思想の存在が垣間見られている。

		日本	欧米等
人と動物との関係	位置関係	基本的に異なる世界に存在。	同一の世界に存在。
	階層関係	人間と生命的には平等（ただし、総体的価値としては人間が優位）。輪廻転生によって人間と動物とは相互転換する生命的に連続的な存在。	人間とは別の生命体であり、人間の従属物。人間のために存在し、人間が管理すべき責任を持っている存在。
対象動物		ペット等が中心。	畜産動物や使役動物が中心。
飼養技術		生産性の豊かな稲作中心の文化等を背景に、十分に発達・普及せず。	生産性の乏しい自然・牧畜中心の文化等を背景に、発達・普及。
態度		情緒的・放任的な性格が強い。	合理的・科学的・操作的な性格が強い

動物に対する意識(動物観)の違いに関する主な調査研究や著述

以下の要旨は動物愛護管理室の文責にて作成

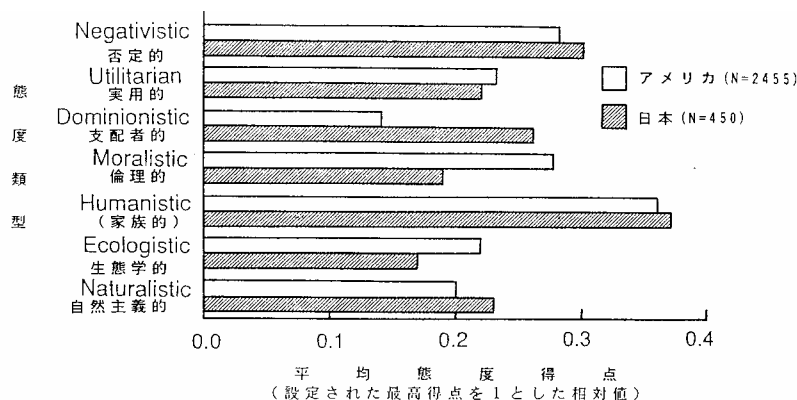
ブルース・フォークル（動物の保護及び管理に関するシンポジウム記録集 - 人と動物との明日をみつめて、同シンポジウム実行委員会、1989）

ブルース・フォークル（獣医師）等により行われた日本とイギリスにおける一般的な死と安楽死に対する獣医師の態度に関する調査(1988 他)では、人間以外の動物に魂があると思う人は、日本では77%であるのに対してイギリスでは19%になっている。また、飼い主の希望で健康な動物でも安楽死させる人は、日本では32%であるのに対してイギリスでは74%になっているなど、日本とイギリスの獣医の間には、顕著な差が見られることが明らかにされている。

質 問 注：主な質問項目のみを抜粋して掲載		はいと答えた人の割合（%）	
		イギリス	日本
死 生 観 等	人間の死後の世界があると信じますか	43	55
	人間以外の動物に死後の世界があると思いますか	18	47
	人間以外の動物に魂があると思いますか	19	77
	人間以外の動物に意識(自己認識)があると思えますか	74	100
安 楽 死	動物の安楽死を肯定しますか	86	52
	飼い主の希望で健康な動物でも安楽死させますか	74	32
	助かる見込みがほとんどない重症の動物が苦しんでいる場合、飼い主の承諾なしでも安楽死させますか	88	3
	飼い主が望めば助かる見込みがあっても重症の動物を安楽死させますか	91	40

S.R.ケラート（亀山章・石田おさむ・高柳敦・若生謙二、日本人の動物に対する態度の特性について、動物観研究 No3、動物観研究会、1992）

S.R.ケラート（エール大学）により行われたアメリカ人と日本人の動物に対する態度に関する研究(1991)では、支配者の態度類型と倫理的態度類型に顕著な差が見られている。支配者の態度（dominionistic）類型については、アメリカ人に比べて日本人の割合が高くなっており、「自然に対する直接的な体験は、完全に限定された境界や範囲の中での強い管理や支配を意味する状況において、最も大切にされている」と考察している。一方、逆に、倫理的（moralistic）態度類型については、アメリカ人に比べて日本人の割合が低くなっており、「開発を制限したり、倫理や生態学的な重要性にもとづいて自然を管理することに消極的であることを示している」と考察している（注：図及び説明は本研究を引用した上記の邦文文献より抜粋）。



ケラートによるアメリカ人と日本人の動物に対する態度 (S. R. Kellert, 1991 より改変)

青木人志（動物の比較法文化、有斐閣、2002）

日本とドイツ等では、動物界と人間界の包含関係や対象動物についての意識の違いが存在。

（日本）

動物が人間の世界に入ってきては戻ってゆくといったように、相互に交流しつつも、それぞれの世界は別にあるという意識。人間界のほんの周縁部だけが動物界と交錯し、2つの世界は基本的に別世界として並立。「ごんぎつね型」の世界観。

日本の動物愛護法は、出発点こそ牛馬保護であったが、現在、最も関心を集めているのはペット。動物取扱業の対象動物からも、畜産動物や実験動物は除外。都市生活者のペット保護が動物愛護法の中心的な問題とされる都市型。

（ドイツ等）

ドイツの動物保護法では、「同じ被造物としての動物に対する責任」という規定を目的規定に挿入し、神は人間と動物を作り、人間に動物を支配させる責任を与えているという創世記で語られている「創世記型」の世界観を表現。人間と動物との関係は、人間界が動物界をすっぽり包含。人間による保護管理（支配）なくしては、動物界が存立しえなくなっているという自然科学的な現実の存在を見据えるとともに、人間を動物の圧倒的な優位者（支配者）として両者の断絶を強調するあまり人間だけを感じある存在だとしたことへの反省に根ざしたもの。

西欧動物愛護法が基本的には馬を中心とする使役動物の保護から出発し、一貫して畜産動物や実験動物の保護に深い関心と配慮を払ってきている。使役動物や畜産動物の保護を重視する農村型。一種の職業倫理に根ざしたものと推量可能。

梅原猛（共生と循環の哲学、小学館、1996）

アニミズムと融合して日本化した仏教を生命（自然）中心主義として高く評価。近代化の中で忘却された日本的仏教思想の伝統の復権を21世紀を救う思想として強調。その評価の中心は、山川草木悉有仏性（さんせんそうもくしつうぶっしょう）のスローガンに代表される生命平等主義と、輪廻思想に象徴される人間と自然の間の循環思想にある。

亀山純生（日本の仏教思想における動物観（動物観研究 No 5）、動物観研究会、1999）

総論ないしオモテの論理では、不殺生戒・山川草木悉有仏性・輪廻転生思想に象徴される、生命中心主義・生命平等主義であって動物と人間の循環と相互転換のフレームを持つが、動物と人間は対等ではなく、あくまでも動物を劣位に置く構造。

また、この思想は、動物供養の儀礼によって、人間が動物を利用・殺傷することを正当化し、動物殺傷・利用の規範的禁止や心理的抵抗を軽減する各論レベル・ウラの論理と不可分であり、かかる2面性を持つことで、民衆に保持されてきた。

高柳敦・若生謙二・石田おさむ・亀山章、日本人の動物に対する態度の特性について、造園雑誌 Vol.55No.5、日本造園学会、1992）

日本人の動物に対する態度として、審美的態度がもっとも多く見られ、ついで宿神論的、倫理的の順となっている。このことから、日本人の動物に対する態度の特徴として、動物を心理

的・情緒的にみる傾向が強いことが明らか。これに対して、自然主義的態度や生態学的態度がやや少ないことから、動物に対する客観的・倫理的態度は相対的に少ないと考えられる。また、動物を実用や支配の対象とした即物的に扱う態度が少ないことも明らか。

千葉徳爾（狩猟伝承研究（総括編、補遺編、再考編） 風間書房、1986・1990・1997）

日本人の動物観の基本をなしているのは、敬して遠ざけるといふ、係わりをもたないといふ係わり方。係わりをもたないといふことは、お互いに干渉することなく、それぞれの存在を認めるといふこと。

中川志郎（動物の保護及び管理に関するシンポジウム記録集 - 人と動物との明日をみつめて、同シンポジウム実行委員会、1989）

（日本）

日本人の動物に対する考え方には、3つの特徴がある。

豊かな採集経済の段階が非常に長く続いたために、西欧諸国のように動物を飼養する牧畜文化が発達しなかったことから、動物を科学する歴史を日本人は持たなかったこと。

日本の動物保護は、権力を伴って常に過度に行われ、その反動でもとに戻るといふ繰り返しがいくつもあったこと。

殺生禁断の思想が、食肉習慣が一般化した現在にあっても、潜在的に大きな影響を及ぼしていること。

（欧米）

生産力の乏しい土地を背景にして、動物を含む自然資源の持続的な利用の方法論について、科学的に考えざるを得ない状況にあった。

動物に対する日本的な倫理感といったものを、現代的・西洋的な動物愛護の思想に加味することによって、日本的な、ある意味では他の国よりも内容的にすぐれた動物愛護運動が、今後の展望として展開可能。

中村生雄（東北学 vol 3 - 狩猟文化の系譜、東北芸術工科大学、2000）

人類文化には動物殺しの罪責感を解消・軽減する方法にしたがっておおむね2つの流れがある。その一つは、動物を神の賜物とみなして神に贈り帰す供犠の文化。もう一つは、殺した動物の霊を弔う供養の文化。

ときとして、かかる供養等は、自然の資源を組織的・効率的に奪取して利用することを許容する現代的なシステムとして機能する場合もある。

中村禎里（「中村生雄、祭祀と供犠 - 日本人の自然観・動物観、法藏館、2001」の引用を参照）

人間は生存維持のために動物を殺さざるを得ないが、それに伴う罪責の思いや心の痛みを消去する仕組みが備わっている。それは、動物を神からの賜物と理解したり、殺した動物の霊を弔うなどの仕組みがある。

林良博（林良博ら、ヒトと動物 - 野生動物・家畜・ペットを考える、朔北社、2002）

わたしたち科学をする者が「汎生的世界観」の人々を言い負かしたとしても、どれほどの価値があるか疑問。むしろ「汎生的世界観」の中に20世紀の科学技術が犯した過ちを正す糸口を謙虚に探し出そうと努力するのが21世紀に科学しようとする者がとるべき態度。

汎生的世界観：しばしば漠然とアニミズムと呼ばれるもの。川田順造（広島市立大学）のいうように、「人間以外の生物や無生物にも、人間を比喩的に拡大してあてはめ、つまり擬人化し、いけにえを捧げたり、祈願したり、交渉したりする。人間が比喩の基である点で認識の面でも、一方人間の利益を優先している点で実践の上でも、人間中心ではあるが、しかし自然は解読し、支配すべき対象ではなく、自然に対する畏怖がある。かといって、人間も他の生物と同格で自然の一部であるとする明確な自覚はない。」という雑多な感じ方や生き方の総称。

安田喜憲（日本文化の風土、朝倉書店、1992）

日本人の自然観の特色は、円環的・循環的。限られた資源を有効に利用し、自然を破壊しつくさない、自然＝人間の循環系に立脚した文明を継承・発展。

対して、西欧は、自然＝人間搾取系であり、自然の側から見れば、一方的に搾取されるといった自然搾取型の文明の性格を持つ。その搾取型の地域システムの核となっているのが「家畜」。